

事務連絡  
令和3年12月 日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤 男

### 水際緩和措置と事業所管省庁による事前審査の停止について

平素は、当会の業務運営についてご高配賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてはご協力いただき誠にありがとうございます。

このたび、国土交通省から当面の間、予防的措置として、措置を停止し、これに伴い、11月30日（火）午前0時から当面12月31日までの間、査証や審査済証を取得済みであるか否かに関わらず、以下のような取扱いとなる旨通知がありました。

- ①外国人については、新規入国自体ができません。
- ②日本人の帰国者については、厚生労働省の「特定行動のガイドライン」（別添1）に定める待機期間中に行動管理の下で認められる活動ができなくなり、日本人帰国者は14日間自宅待機（自宅等への移動は自家用車かハイヤー）が必要となります。
- ③日本人帰国者のうち、待機10日指定国から帰国した者は帰国後最初の10日間は指定された宿泊施設に、待機6日指定国から帰国した者は帰国後最初の6日間は指定された宿泊施設に、待機3日指定国から帰国した者については帰国後最初の3日間は指定された宿泊施設での待機が必要となります。

（待機日数指定国については日々変更するため、外務省HPで確認のこと）

つきましては、本件措置について貴会会員企業の皆様に対し、周知方よろしく願いいたします。

以上

事 務 連 絡  
令和 3 年 1 1 月 2 9 日

関係団体等の長 各位

国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課長

【（重要）周知依頼：水際緩和措置と事業所管省庁による事前審査の停止について】

平素より国土交通行政の推進にご理解・ご協力をいただいております。誠にありがとうございます。

さて、11月5日付の連絡等で貴団体所属企業への周知等をお願いした標記の件につき、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、予防的観点から当面1か月の間、措置を停止する旨等の連絡が参りましたので、お知らせ致します。

これに伴い、11月30日（火）午前0時から当面12月31日までの間、査証や審査済証を取得済みであるか否かに関わらず、以下のような取扱いとなりますので、ご注意下さい。

詳細は、厚生労働省のHP等をご確認下さい。

記

- ①外国人については、新規入国自体ができません。
- ②日本人の帰国者については、特定活動ができなくなり、すべての日本人が14日間自宅待機（自宅等への移動は自家用車かハイヤー）が必要となります。
- ③日本人で、10日、6日、3日指定国から帰国する者については、それぞれ10日、6日、3日の間、検疫所長が指定するホテル等での待機が必要となります。

以上、貴団体所属企業への周知等、よろしくお願い致します。なお、本措置の詳細については、厚生労働省のHP等をご確認下さい。

<本依頼自体に関する問い合わせ先（※）>

国土交通省不動産・建設経済局 国際市場課 03-5253-8111（内線：24621、24618）

※ 制度自体に関するお問い合わせは、厚生労働省HPに掲載されているコールセンターまで。

※ 建設企業・不動産企業の申請等に関するお問い合わせは、国土交通省HPに掲載されており、（一社）建設技能人材機構 03-6453-0225まで。

事務連絡  
令和3年11月5日

関係団体等の長 各位

国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課長

## (周知依頼) 水際対策に係る新たな措置と事業所管省庁による事前審査について

平素より国土交通行政の推進にご理解・ご協力をいただいております、誠にありがとうございます。

さて、この度、下記の水際対策に係る新たな措置が実施されることが公表されましたので、お知らせ致します。貴団体所属企業への周知等、お願い致します。

## 記

## 1. ワクチン接種済者に対する入国後の行動制限の緩和について

商用・就労目的の3か月以下の短期間の滞在者等について、受入責任者（企業等）が業所管省庁（※1）に申請を行い、審査を受けることにより、受入責任者の管理の下、入国後の待機期間中の行動制限を緩和（10日待機 → 3日待機＋7日行動管理）。

## 2. 外国人の新規入国制限の緩和について

受入責任者（企業等）が業所管省庁（※1）に申請を行い、審査を受けることにより、受入責任者の管理の下で、以下の者の新規入国が可能。

- ①商用・就労目的の3か月以下の短期間の滞在者
- ②全ての長期間の滞在者（※2）

※1 建設企業・不動産企業からの申請は、国土交通省宛てに行うこととなります。

※2 長期間の滞在者には、技能実習生、外国人建設就労者、特定技能外国人が含まれます。

ただし、技能実習生等はワクチン接種済者に対する入国後の行動制限の緩和の対象外です。

<本制度の詳細について（厚生労働省 HP を参照）>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00318.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html)

<建設企業・不動産企業が行う申請について（国土交通省 HP で随時更新）>

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_tk3\\_000001\\_00001.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk3_000001_00001.html)

<本依頼自体に関する問い合わせ（※）>

国土交通省不動産・建設経済局 国際市場課 03-5253-8111（内線：24621、24618）

※ 制度自体に関するお問い合わせ窓口は、上記の厚生労働省 HP に掲載予定です。

※ 建設企業・不動産企業の申請等に関するお問い合わせは、国土交通省 HP に掲載されておりますとおり、（一社）建設技能人材機構 03-6453-0225 までお願い致します。

## 特定行動のガイドライン（11/17 更新）

本ガイドラインは、水際対策強化に係る新たな措置（19）により入国する者について、待機期間中に行動管理の下で認められる活動（以下「特定行動」という。）の範囲をお示しするものです。活動計画書は、本ガイドラインに沿った内容としていただく必要があります。

## 1. 本ガイドラインの対象者

対象者：①～③のいずれも満たす者及び対象期間中に当該者と接触する国内関係者

- ①日本人の帰国者、在留資格を有する再入国者、商用・就労目的の3月以下の短期間の滞在の新規入国者又は緩和が必要な事情があると業所管省庁が認めた長期間の滞在の新規入国者
- ②入国日前14日以内に10・6日の宿泊施設待機の対象の指定国・地域での滞在歴がない者
- ③日本政府が有効と認めるワクチン接種証明書を保持している者

対象期間：入国後14日目までの待機施設等（受入責任者が確保する待機施設又は自宅をいう。以下同じ。）での待機期間中、入国後3日目以降に改めて自主的に受けた検査（PCR検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出た後の、入国後4日目以降の残りの待機期間。（入国後3日目以降に受けた検査の陰性結果を厚生労働省で確認するまでの間は、待機施設等（自家用車・社用車・ハイヤー・貸切車両で移動できる範囲にあるものに限る。）に待機。）ただし、特定行動終了後の健康観察等一部の追加措置を当該期間終了後に適用させることはある。

## 2. 基本的な考え方

- 何より新型コロナウイルス感染症を持ち込まないことが重要であることから、入国前14日間の感染防止策にも十分に取組みとともに、毎日検温を実施し、発熱等の症状がある場合には、入国を延期すること。
- 対象期間は、新型コロナウイルス感染症の病原体の潜伏期間を考慮し、本来であれば待機施設等で待機する必要がある期間であることを踏まえ、特定行動を当該期間内に実施することが、入国の目的を達成するために必要最小限の活動とすること。  
認められた特定行動であっても、発熱等の症状がある場合は、中止すること。
- 特定行動の実施に当たっては、マスク着用、換気の徹底、身体距離の確保、手指消毒、体調不良時の活動自粛等、基本的な感染防止対策を徹底すること。  
緊急事態措置等が滞在地域において適用されている場合、自治体から要請されている感染防止措置についても併せて遵守すること。

- 特定行動の中でも、国内在住者と接触する可能性がある場合等、特に感染リスクの高い活動については、事前の検査等を追加して対応すること。特定行動の実施要件となる直前の検査については、国内で進められている技術実証と同等のものとするが、技術実証を踏まえた今後の具体的な運用の在り方が示された場合には、本ガイドラインの内容もこれを踏まえて、変更することがあり得ること。

また、特定行動の後に、新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合に、保健所等が必要に応じて、感染経路や濃厚接触者の特定のために調査等をおこなうことがあるので、当該調査等に協力すること。

- 特定行動の実施状況等については、本措置の見直し等に活用するため、実施要領に定める様式により、所定の期限までに業所管省庁に報告すること。

### 3. 具体的な特定行動の内容

- 待機期間については、下記の特定行動（（5）を除き、活動計画書にあらかじめ記載し、審査を受ける必要がある。）を除き、待機施設等で待機を行うこと。また、下記の特定行動以外の活動は認められない。なお、待機施設等で待機すべき期間（入国後10日間～14日間）のうち、3日目以降に検査で陰性を確認し、特定行動を行うことができることとなった以降において、3日目までの待機施設から特定行動の場所までの移動が長距離となる場合、待機施設等を変更することは差し支えないこと。また、3日目以降の検査の検体採取から72時間以内に特定行動を開始する場合については、改めて検査を受ける必要はないこと。

#### （1）公共交通機関での移動

- ・できる限り自家用車・社用車又は貸切車両を利用することとし、以下の公共交通機関については、直前の検査（有効な検査の種類と留意事項は4を参照）を実施（3日目以降に特定行動を行うために行った検査の検体を採取してから72時間以内の場合を除く。）し、陰性であることを確認し、移動中に感染防止対策、飲食は必要最小限とする（水分補給を行う場合は会話をしない、移動中に食事をとる必要がある場合は、黙食を行い、飲酒は控える）ことを徹底した上で、事前に予約して利用することができる。また、できる限り短時間で移動できる手段を選択すること。
  - ▶国内線の航空機
  - ▶鉄道（座席指定ができる新幹線・特急列車に限る。）
  - ▶バス（座席指定ができるものに限る。）
  - ▶旅客船（個室又は座席指定ができる便に限る。）
  - ▶タクシー（運転手と空間的分離ができる車両に限る。）
- ・利用に当たっては、受入責任者、業所管省庁又は保健所が利用したこと等を確認でき

るよう、車両や座席等が記載されているチケット（原本が回収される場合は写しでも可）や領収書・レシートを利用後 30 日間保存しておくこと。当該チケット等は、業所管省庁や保健所から求められた場合は、提出すること。

#### （2）集会・イベントへの参加

- ・不特定多数の者が参加する集会やイベントに参加する必要がある場合は、直前の検査（有効な検査の種類と留意事項は 4 を参照）を実施（3 日目以降に特定行動を行うために行った検査の検体を採取してから 7 2 時間以内の場合を除く。）し、陰性であることを確認すること。
- ・集会・イベントへの参加に当たって、公共交通機関を利用する場合は、（1）の基準を満たすこと。
- ・集会・イベントへの参加に当たって、飲食が伴う場合は、主催者等が定めるルールに従うこと。
- ・控え室等を利用する場合は、他の参加者等と分けること。
- ・集会・イベントで新型コロナウイルスへの感染者が確認された場合等、主催者や保健所等の調査に協力すること。

#### （3）飲食店の利用・会食

- ・原則として、待機施設等での飲食を基本とし、不特定多数の者が利用する飲食店を利用する必要がある場合は、直前の検査（有効な検査の種類と留意事項は 4 を参照）を実施（3 日目以降に特定行動を行うために行った検査の検体を採取してから 7 2 時間以内の場合を除く。）し、陰性であることを確認した上で、第三者認証を受けた飲食店を利用すること。
- ・飲食店の利用・会食に当たって、公共交通機関を利用する場合は、（1）の基準を満たすこと。
- ・飲食店の利用に当たっては、入国等の目的に照らし、必要なものに限定し、短時間（概ね 2 時間以内）の利用とし、飲酒は必要最小限とすること。
- ・飲食店の利用に当たっては、原則として個室とし、飲食の際にマスクを外すことが多くなることから、距離を確保し、会話の際はマスク着用の上、最小限とすること。
- ・国内在住者との会食を実施する場合（飲食店以外での実施も含む）は、活動計画書において利用店や参加人数等を記載し、参加者全員の会食後 10 日間の健康観察（検温・症状の有無等）を行うこと。10 日間の健康観察中に新型コロナウイルスの感染が確認された場合に連絡等ができるよう参加者名簿を作成しておく等必要な連絡体制を確保しておくこと。

#### （4）仕事・研修

- ・オフィス等に出向く場合は、できる限り個室環境を確保することとし、個室環境の確保が難しい場合は、他者と一定の距離を保つようにすること。また、オフィス等に出

向くに当たって、公共交通機関を利用する場合は、(1)の基準を満たすこと。

- ・他者と身体的接触を伴う業務や研修は行わないこと。
- ・対面で会議や面会を行う必要がある場合は、距離の確保(人数に比して広めの部屋を確保)、換気の実施、その他(2)に準じた対策等を徹底すること。

(5) 日常生活必需品の買い出し

- ・必要最小限とすること。
- ・利用する店舗が混雑する時間帯を避け、店舗での滞在時間原則15分以内とすること。

(6) その他

- ・対象者に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合は、受入責任者が周辺の患者発生状況についてもできる限り情報収集しつつ、速やかに業所管省庁に報告すること。
- ・保健所や業所管省庁の調査に協力するとともに、待機や療養等の指示があった場合には、その指示に従うこと。

4. 特定行動を行う際の直前の検査について

- 特定行動を行う際の直前の検査については、国内で実施されている技術実証の実施要領(令和3年10月1日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)の内容に合わせ、(1)の検査を実施((1)の検査が困難な場合は(2)の検査も可)し、受入責任者が特定行動の前に検査結果通知書を確認することとする。

(1) PCR検査・抗原定量検査 特定行動の開始時間前72時間以内に検体採取を行ったもの

(2) 抗原定性検査(抗原簡易キット) 特定行動開始時間前24時間以内に検体採取を行ったもの

- (1)の検査については、薬事承認を受けた検査試薬又は製品を使用することとし、条件を満たしているものであるか受入責任者が事前に確認を行うこと。

(2)の検査については、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室作成の「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証における抗原定性検査の実施要項」の別紙1に記載されたものとする。

- 検査場所は、PCR検査・抗原定量検査については、医療機関、衛生検査所とする。抗原定性検査については、「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証における抗原定性検査の実施要項」に定められている要件を満たした上で実施すること。

○ PCR検査・抗原定量検査の検査結果通知書は、本人の証明書であることがわかるものであって、検査日、検査結果、検査方法、検査機関が記載されていること。

抗原定性検査の検査結果通知書については、受験者の氏名、陰性である旨、使用した検査キット名、検査日、事業所名、検査に立ち会い結果を判読した検査管理者の名が記載されていること。